

南九州市選挙管理委員会告示第 16 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院議員通常選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 40 条第 1 項ただし書の規定により、投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げるので、同法第 40 条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 3 日

南九州市選挙管理委員会  
委員長 門 園 博 徳

| 投 票 区 名           | 投票所閉鎖時刻 |
|-------------------|---------|
| 第 1 投票区～第 2 4 投票区 | 午後 6 時  |